

条例の内容における検討事項について

項目	懇話会での議論	県の案	農林水産部の考え方	企画委員会の判断
土地取引の届出義務者	売主とすべきという意見と、買主両方とすべきという意見が出た	売主	<ul style="list-style-type: none"> ・県の指導・助言を受けて、届出者が売買の中止や売先の変更を検討することが期待できる。 ・県の指導・助言により、所有している森林の経営を森林組合等に委託するなどして、所有を継続することも期待できる。 ・買主に届出させる場合は、同一の土地取引について森林法による事後届出と二重に届出義務を課すこととなり、過大な負担となると考えられる。 ・以上から、届出義務者は売主としたい。ただし、売主に指導・助言した事項は、買主に伝達する仕組みも必要である。 	
土地取引の届出期限	他県の条例にならぬ30日前とするのではなく、土地取引、開発行為それぞれ理由を整理すべき	売買の2ヶ月前まで	<ul style="list-style-type: none"> ・県が行う指導・助言やそれを受けて届出者が検討する時間などを想定すると、できる限り早い段階で届出してもらおうと組むとしたい。 ・30日前とした場合は、買主が決まっている状況での届出が大半になると想定され、県の指導・助言によって売買を考え直すことはあまり期待できない。また、指導・助言に要する時間や、それを受けて届出者が検討する時間を考慮すると30日前では遅すぎると考えられる。 ・北海道同様3ヶ月前とした場合は、届出してから3ヶ月間売買できなくなるため、権利を制限する期間としては長すぎるとはならないかと考えられる。 ・以上から、指導・助言でできる期間を確保するとともに、自由な売買を過度に制限しない期間として、2ヶ月前が適当と考えられる。 	
開発行為の届出期限		売買の2ヶ月前まで	<ul style="list-style-type: none"> ・届出受理後、届出内容について、水資源や水源涵養機能に重大な影響を及ぼす恐れがあるかを検討する期間、現地調査及び届出者に指導・助言する期間を考慮すると、30日では短すぎると、2ヶ月前が適当と考えられる。 	
(参考)			<ul style="list-style-type: none"> ・森林法による審査期間・事務処理期間 ・林地開発許可 審査期間 80日以内 	

他県の土地取引及び開発行為に関する条例の規制内容について

道府県名	条例の名称	制定時期	規制内容					届出期間	罰則等
			対象地域	対象行為	規制手法	届出義務者	届出期間		
北海道	水資源の保全に関する条例	H24.3 (H24.10.1)	水資源保全地域	土地取引	事前届出	売主 (買主に伝達)	3ヶ月前	勧告・公表	
埼玉県	水源地域保全条例	H24.3 (H24.10.1)	水源地域				30日前	勧告・公表	
群馬県	水源地域保全条例	H24.6.26 (H24.10.1)	水源地域				30日前	勧告・公表	
茨城県	水源地域保全条例	H24.10.3 (H25.1.1)	水源地域				30日前	勧告・公表	
長野県	水環境保全条例	H4.3 (H4.4)	水道水源保全地区	ゴルフ場建設 1ha超の土石の採取等	事前協議	開発 行為者	あらかじめ	停止命令 罰金(20~50万)	
宮城県	ふるさと宮城の水循環 保全条例	H16.6 (H17.1)	水道水源 特定保全地区	0.1ha以上の土石採取 工作物の新設等	事前届出		60日前	勧告・公表	
長野県	ふるさとの森林づくり条例	H16.10 (H17.1)	森林整備 保全重点地域	0.1ha以上の 開発行為	事前届出		60日前	罰金(30万以下)	
京都府	豊かな緑を守る条例	H17.10 (H18.4)	森林法5条森林	土石採取:0.1ha以上 その他:0.3ha以上	事前協議	開発 行為者	あらかじめ	停止命令 罰金(50万以下)	
香川県	みどり豊かでうるおいある 県土づくり条例	H14.3 (H15.4)	県土全域	全域は1ha以上の開発 5条森林は0.1ha以上	事前協議		あらかじめ	停止命令 罰金(30~50万)	
熊本県	地下水保全条例	H24.3 (H24.10)	指定地域	地下水採取	許可 事前届出	地下水 採取者	あらかじめ 30日前	措置命令 罰金(3~50万)	

◎検討中

県名	条例の概要
長野県、福井県、山梨県・岐阜県	土地取引の事前届出制度
山梨県、鳥取県	地下水の採取制限